

利 用 者 の た め に

I 2023 年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2023 年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合（水協法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）

を除く。)をいう。)

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った魚市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 7.5kW (10 馬力) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

5 抽出方法

(1) 海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

(2) 内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

(3) 流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 漁場環境

(ウ) 遊漁の状況

(エ) 活性化の取組

- (3) 流通加工調査
 - ア 魚市場調査
 - (ア) 魚市場の施設及び取扱高
 - (イ) その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
 - イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - (ア) 事業内容
 - (イ) 従業者数
 - (ウ) その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

7 調査期日

- ア 海面漁業調査、内水面漁業調査
 - 令和5年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）
- イ 流通加工調査
 - 令和6年1月1日現在（一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の実績）

8 調査方法

- (1) 海面漁業調査漁業経営体調査
 - 統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。
 - なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。
 - また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。
- (2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査
 - 民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。
 - なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。
- (3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - 農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。
 - なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

9 集計方法

- (1) 集計の実施系統
 - 本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。
- (2) 集計方法
 - 本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。
 - なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、
 - ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区分	調査票配布数	有効回答数
海面漁業調査		
漁業経営体調査	67,067	65,662
海面漁業地域調査	2,134	2,134
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査	4,178	4,076
内水面漁業地域調査	1,053	1,052
流通加工調査		
魚市場調査	759	759
冷凍・冷蔵、水産加工場調査	7,989	7,325

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

Ⅱ 用語等の解説

内水面漁業調査（内水面漁業経営体調査）

内水面漁業	内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。以下同じ。）において営む漁業のことをいう。
調査期日	令和5年11月1日
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	調査期日前1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
養殖業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	2人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。

販売金額1の漁業種類 営んだ漁業種類	ア 網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業 イ その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、 その他の漁業 ウ 養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖 調査期日前1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。 調査期日前1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（18種類）をいう。 ア 食用（11種類）：にじます、その他のさけ・ます類、あゆ、こい、 ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種（にじます、 その他のさけ・ます類、その他）、その他 イ 種苗用（4種類）：さけ・ます類、あゆ、こい、その他 ウ 観賞用（2種類）：錦ごい、その他 エ 真珠（1種類）：真珠 販売金額1位の養殖種類 調査期日前1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。 営んだ養殖種類 調査期日前1年間に行った全ての養殖種類をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ア 船漁業では、漁船の航行、漁ろう等の作業 イ 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁ろう、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁ろう作業及び陸上の引き子の作業。 エ 船を使用しない採貝・採藻、潜水して貝等を採る作業。 オ 養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上における全ての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず調査期日前1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
養殖方法 池中養殖	養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。 なお、ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的ではなく、養殖を目的として使用した場合は池中養殖とした。
止水式	止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること）によって養殖を行うものをいう。 なお、溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の

	流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものを含めた。
流水式	常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。
循環式	使用水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。
ため池養殖	かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して養殖を行うものをいう。
網いけす養殖	湖沼、池、河川等の広い水面の一部に設置した網いけすで養殖するものをいう。
その他の養殖	上記以外のものをいう。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。
養殖業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず調査期日前1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
新規就業者	個人経営体のうち、調査期日前1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状況が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。
保有漁船	調査期日前1年間に使用した漁船のうち、調査日現在で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者 （経営主を除く）	調査期日前1年間に、経営主以外の方で、経営主とともに次のいずれかの漁業経営に関する決定に参画した者をいう。 ア 漁業種類・養殖種類の選定・操業計画、規模

	イ 出荷先 ウ 資金調達 エ 漁船装備・養殖施設等の投資 オ 雇用の決定・管理
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
世帯員	個人経営体において、生活の根拠がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻戚関係にない者も含む。）、②漁船に乗り組んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で令和5年11月1日時点で家を離れている者のうち不在期間が1年未満の者、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した者又は経過する見込みのある者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしていない者は含めない。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
養殖池数	養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。 なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。）。 また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。
養殖面積	養殖池の面積をいう。 なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。
漁獲物の販売金額	調査期日前1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。
収穫物の販売金額	調査期日前1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。
漁獲・収穫した水産物の輸出	調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収穫物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。

水産エコラベル認証

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合
- イ 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。

- ア MEL（日本；漁業・養殖）
Marine Eco-Label Japan
(水産エコラベル例)



- イ MSC（英国；漁業）
Marine Stewardship Council
(水産エコラベル例)



- ウ ASC（オランダ；養殖）
Aquaculture Stewardship Council
(水産エコラベル例)



- エ BAP（アメリカ；養殖）
Best Aquaculture Practices
(水産エコラベル例)



オ Alaska RFM (アメリカ；漁業)
Certified Seafood Collaborative
(水産エコラベル例)



Ⅲ 利用上の注意

1 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの

「－」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

2 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

3 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/>

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/>

IV 2023 年漁業センサスの主な改正点

2023 年漁業センサスの実施に当たっては、我が国漁業及び水産行政の動向を踏まえ、次の変更を行った。

内水面漁業調査内水面漁業経営体調査

- (1) 輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を、湖沼漁業及び養殖業別に新たに把握した。
- (2) 水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証の取得状況について新たに把握した。
- (3) 営んだ養殖種類について、「海水魚種（ひらめ等）」に含めていた「にじます」及び「その他のさけ・ます類」を分離した。

V お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>